

災害対策マニュアル

～大地震への対応～

高知県立高知ろう学校

〒780-0972 高知県高知市中万々78番地
Tel 088(823)1640 Fax 088(823)1752

目 次

1 南海トラフ巨大地震の災害の特性	1
1) 学校の地理的条件等に関する情報	
2) 災害想定	
3) 避難場所等	
2 地震の際の連絡方法	
(電話「171」・携帯「災害用音声お届けサービス等）	4
3 学校災害対策本部の組織図	5
1) 組織図	
2) 休日・夜間(勤務時間外)震災時における参集体制	
3) 参集方法・時間	
4) 教職員・対策と行動(自分の命は自分で守る力)	
4 地震発生時の基本的対応 【在校中】	9
場所別の指示と児童生徒等の行動	
5 地震発生時の基本的対応 【校外での活動時】	11
6 地震発生時の基本的対応【登下校中】	12
7 地震発生時の基本的対応 【在宅中】	13
8 地震発生時の基本的対応 【寄宿舍】	14
9 寄宿舍での対応策	15
10 幼児児童生徒の保護者への引き渡し	16
11 幼児児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード	17
12 災害発生から学校再開に向けた対応	18
13 避難所としての学校の対応	19
14 地震発生時における被害状況等の報告【FAX様式】	20
15 大地震による被害状況詳細報告【FAX様式】	21

1 南海トラフ巨大地震の災害の特性

1) 学校の地理的条件等に関する情報

◇震度6強で津波浸水予想は最大で、0.0～0.3m、到達時間は、60分以上。津波、洪水における悪条件が重なれば0.5～3.0m未満の浸水が想定される。（本校：海拔4m）

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域には非該当

2) 災害想定

◇高知ろう学校における想定震度は、6強で地震動の継続時間は3分とされている。はわないと動くことができない、飛ばされることもあるなど行動が制限される。

また、固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなるため、転倒防止や高いところに物を置かないなど日頃から気を付けておくことが大切である。

正面玄関、南舎と北舎の渡り廊下、南舎3階にある作品・優勝杯やトロフィーを陳列している化粧ケースは、ガラス等の破損が予想されるため離れて移動すること。

3) 避難場所等

◇一次避難場所：グラウンド及び 南校舎3階 図書室

◇二次避難場所：（校舎の倒壊、グラウンドの状況により）
図書室
初月ふれあいセンター
万々公園

一次避難場所：高知ろう学校南舎3階 図書室



二次避難場所：初月ふれあいセンター

※広さ：小和室 10 畳、大和室 32 畳

①ルート 避難にかかる時間：徒歩 11 分 距離：850m

②ルート 避難にかかる時間：徒歩 10 分 距離：800m

※避難場所への避難経路：住宅地の中の狭い道路を通るため①ルートを優先する。



2 地震の際の連絡方法(電話「171」・携帯「災害用伝言板」・ずーる等)

学校にいるとき・通学途中・自宅にいるときなど、状況は異なっても、大地震の際は、家族や学校への安否確認で大勢の方が電話を利用するため、電話が非常につながりにくくなることが予想されます。そのため、電話以外の方法も含め、複数の連絡方法を、日頃から考えておいてください。

学校との安否確認や、迎え、救護等、状況により保護者と学校で協力し合うことが必要となります。その際には、次のような方法を利用します。

1)保護者からの連絡や迎え

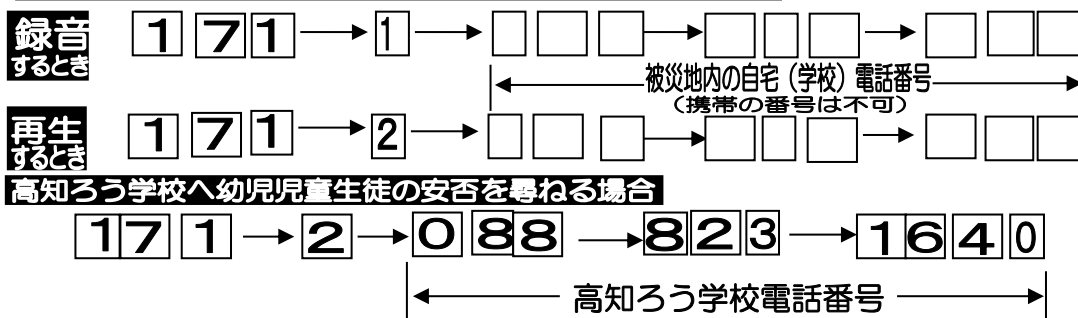
- 幼児児童生徒が在校中に発生した場合、原則として保護者が迎えに来られるまで、学校で子どもをあずかることになります。発生直後は、電話での学校との連絡や安否確認をとることが困難となることが考えられます。保護者は、無理をせず道路の状況等、安全が確認されてから迎えに来るようにしてください。

2)NTT災害伝言ダイヤル「171」の利用

- 震度6弱以上の地震の発生後、幼児児童生徒の安否を確認したいとき、NTTの【災害伝言ダイヤル171】があります。学校や保護者が録音した幼児児童生徒の安否情報を「171」をダイヤルすることによって確認することができます。

なお、この伝言は登録が10件を超えると古いものから順に上書きされます。相互に確認でき合えるまで 何度か繰り返してください。

録音・再生時のダイヤル方法(録音時間: 1伝言30秒以内)



※注意(ダイヤル「171」利用時)

録音するとき

固定式電話のみ可能

再生するとき

固定式電話及び携帯電話可能

3) 携帯電話「災害用音声お届けサービス」 docomo・au・ソフトバンク等 の利用

- 震度6弱以上の地震の発生時に立ち上がる、つながりやすいパケット通信を利用した音声メッセージサービスです。
 - docomo、au、ソフトバンク等と音声生メッセージのやりとりが可能です。
- 自分の安否情報を音声メッセージで登録し、登録した安否情報は、携帯電話番号で指定した相手に届けることができます。
- なお、20件を超えるメッセージは上書きされますので、返事が返ってくるまで何度か繰り返してください。

4) 携帯電話「災害用伝言板」 docomo ・ au ・ ソフトバンク 等の利用

- 震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合、「災害用伝言板」が立ち上がります。
- 安否の状況(「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」)を選択したり、メッセージを全角100文字以内で登録できます。
- 携帯電話やパソコンで確認できます。
- 登録が10件(ソフトバンクは80件)を超えると古いものから順に上書きされますので、ご注意ください。

5)NTT災害用ブロードバンド伝言板(インターネット)の利用

- 震度6弱以上の地震発生時に、スマートフォン、携帯専用Webサイト、パソコンからインターネットで、電話番号ごとに伝言を登録できる、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」が立ち上がります。安否の状況(「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」)を選択したり、メッセージを全角100文字以内で登録できます。
- 登録が20件を超えると古いものから順に上書きされますので、ご注意ください。

3 学校災害対策本部の組織図

【在校中】

本部長(校長)

総括本部

○校舎の被害状況に応じ、二次避難場所・応急対策の決定など、幼児児童生徒、教職員の安全確保に努める。
○各班との連携のもと、被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。
○全ての幼児児童生徒や教職員に、今後の避難対応等を説明する。
○すぐーる、WEB171等の運用。
○非常持ち出し書類、防災用品(備蓄品)・用具などの確認・管理
○地元避難住民の受け入れの対応(体育館)
○記録日誌をつける。
●緊急プラン ●設備図面 ●ラジオ ●ハンドマイク ●懐中電灯
●電池 ●緊急活動日誌 ●トランシーバー ●携帯電話

避難誘導 安否確認班

○揺れがおさまった直後に負傷の程度をできるかぎりの確に判断する。
○指定された避難経路や別の経路を使って、避難させる。
○幼児児童生徒、教職員の安否及び各階の被災状況(避難しながら目に付いたこと)を本部に知らせる。
○ケガ人等の発生の場合、救護対策班との連携。

●被害状況チェックリスト

救護対策班

○応急手当を行う。
○医療の援助が必要かを決める。医療機関への連絡。
○負傷や応急手当の記録をとる。
○残存医薬品のチェックを行う。

●応急手当の備品 ●健康カード ●担架 ●毛布 ●水

救出班

○被害状況を把握する(敷地内の施設・設備の状況確認)。
○施設等の被害の程度を調査し、本部に報告する。
○負傷者の救出。行方不明者の搜索。
○初期消火を行う。○安全点検を行う。

●消火器 ●ヘルメット ●手袋 ●道具セット ●被害状況チェックリスト

引き渡し班

○引き渡し場所を指定する。
○保護者や後見人が到着しだい、幼児児童生徒を引き渡す作業を開始する。
○保護者等の身元確認を行う。

●幼児児童生徒引き渡しカード(保健室)

児童生徒等対応班

○児童生徒等の安全を確保し、児童生徒等への的確な指示。
(押さない、走らない、しゃべらない、戻らない等)
○児童生徒等の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認。
○二次災害の防止活動。
○学級担任または副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者および行方不明者を主事(状況により管理職)に報告。

避難所支援班 (必要に応じて)

○高知市と連携し、対応を協議する。
(原則は学校関係者以外の避難者は高知市が対応する)
【高知市職員で対応できない場合】
○避難者の受付をし、名簿の作成や避難生活の状況を把握する。
○ゴミが衛生的に適切に処理されているか確認する。
○必要に応じて、配布するための食料・水・配給物を集める。
○避難所の統合・廃止を計画する。

休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制

配備体制	配備基準（例）	参集体制
第1配備 警戒体制	震度4の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 【校長・教頭・事務長・学校安全担当・ICT担当・寮務主任・各学部主事・副主事】
第2配備 嚴重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	震度5弱の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 【校長・教頭・事務長・学校安全担当・ICT担当・寮務主任・各学部主事・副主事】 ※上記以外の教職員については、別紙「参集計画」の1～20の教職員も含む ※状況により、校長の判断ですぐーるを使って参集の有無を連絡
第3配備 学校等災害対策本部設置	震度5強の地震が発生	原則として 全ての教職員 を配備 ※勤務校への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等の参集場所へ ※状況により、校長の判断ですぐーるを使って参集の有無を連絡

南海トラフ地震臨時情報		
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	管理職【校長、教頭、事務長】が情報の確認（ 自宅待機 ） （すぐーるアンケート機能で幼児・児童・生徒・教職員の状況確認）
第4配備 嚴重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表	管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 【校長・教頭・事務長・学校安全担当・ICT担当・寮務主任・各学部主事・副主事】 ※夜間について、管理職等1名以上が学校待機（24時間連絡が取れるようにする） ※教職員は発令中連絡が取れるようにしておくこと
第4配備 学校等災害対策本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	原則として 全ての教職員 を配備 ※夜間について管理職等1名以上が学校待機（24時間連絡が取れるようにする） 教職員及び家族の安全を確保した後、安否等について、安否確認メール又はすぐーる、171・web171（災害用伝言ダイヤル）で連絡する ※教職員は発令中連絡が取れるようにしておくこと ※勤務校への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等の参集場所へ

参集方法・時間

参集 順	氏名	参集方法及び時間			学校以外の参集場所
		徒歩	自転車	その他	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					

個人情報のため
掲載しておりません

教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動

～児童生徒の命を守るために～

高知県では、「自分の命は自分で守る力」の育成を、防災教育の目標に掲げています。

このことは、児童生徒はもとより、教職員自身も身に付けておくべき資質・能力です。

児童生徒の命を守るためには、教職員自らが安全でなければなりません。教職員自身が自らの安全を確保し、児童生徒への支援のできる態勢にあることが重要です。

教職員が自らの安全を確保するために必要な主な対策や行動を、下記にまとめています。こうした点を各自が意識し、日頃から実行しておきましょう。

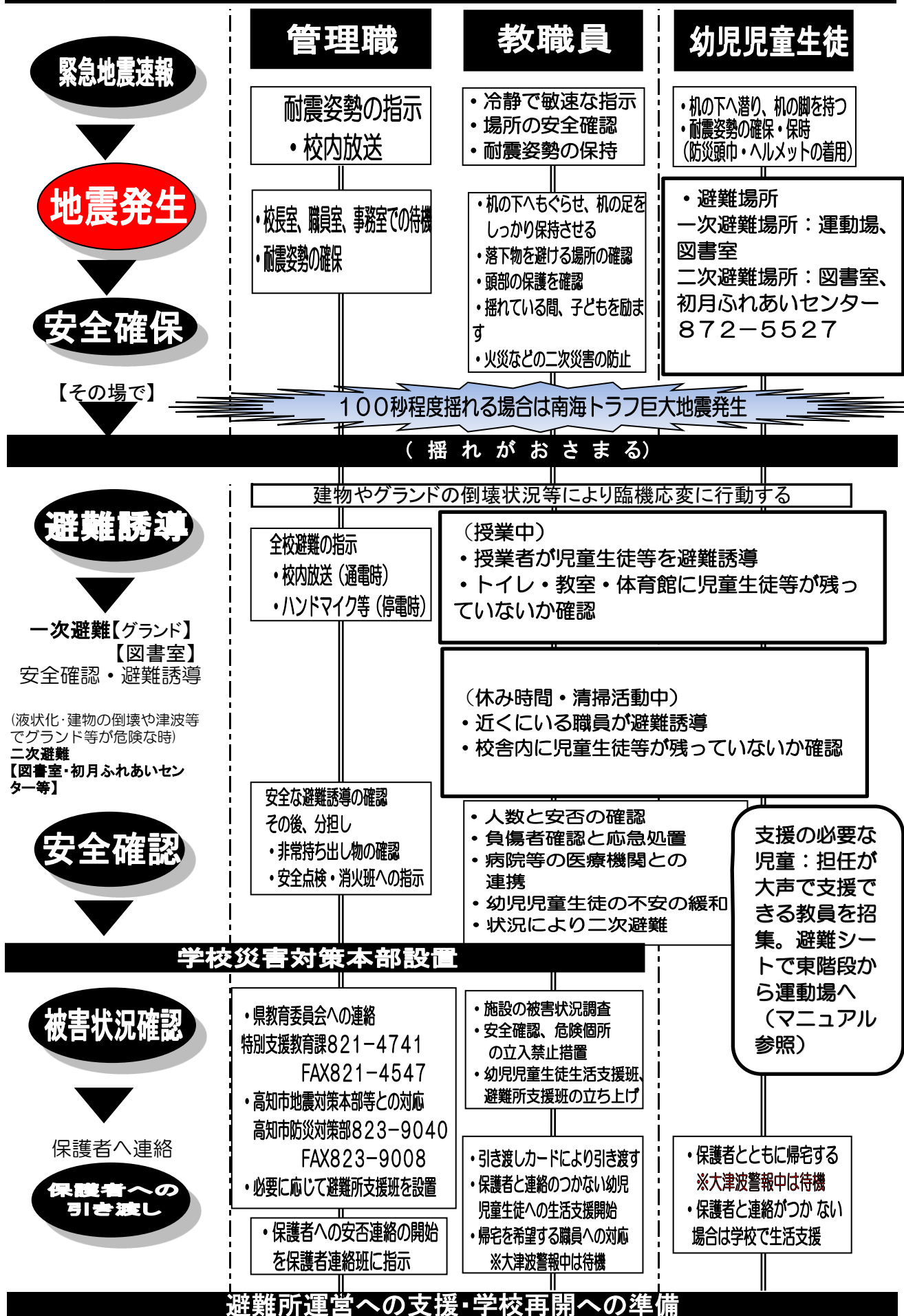
このことが、ひいては、児童生徒の命を守ることにつながります。



チェック	実行しておくべき対策や行動
【学校において】	
	学校や校区の災害想定を知っている。
	校舎内外の施設・設備の安全点検を、災害リスクの観点からも行っている。
	落下・転倒防止やガラス飛散防止等、必要な安全対策を講じている。
	特別教室（理科室・調理室・音楽室等）や体育館等、普通教室とは違う場所でのリスクを把握している。
	避難場所や避難経路の状況を把握し、安全点検をしている（危険箇所や障害物がないか）。
	学校内の AED や消火器の設置場所を知っている。
	地震発生時の児童生徒の行動が想像できる。
	配慮の必要な児童生徒への対応を想定している。
	地震が発生したときに、自身の身を守る行動がとれる。 ※「（ものが）落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せる
	自校の危機管理マニュアルに基づく対応を把握し、自分の役割を理解している。
	避難訓練の際には、自身の安全確保を図りつつ、児童生徒の避難指示や誘導を行っている。
	訓練後の検証で明らかになった課題は、速やかにマニュアルに反映している。
【自宅において】	
	居住地の災害想定を知っている。
	自宅の災害リスクに対する必要な安全対策を講じている。
	通勤経路の避難場所を知っている。



4 地震発生時の基本的対応……………【在校中】



【場所別の指示と児童生徒等の行動】

キーワードは

「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ避難！



場 所		教職員の指示	児童生徒等の行動
普通教室		「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」 「頭部を守る」「その場を動かない」	- 机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る - 部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特 別 教 室	理 科 室	「窓やガラスから離れる」 「薬品から離れる」 「棚から離れる」	- アルコールランプ等の火を消す - 机の下にもぐる等、身の安全を守る - 薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調 理 室	「火の側から離れる」 *火・湯・薬品等の危険な物のそばから離れる	食器等が入っている棚から離れる
	音 楽 室	「ピアノから離れる」	ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる
	コンピュータ室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」	ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する
	学 校 図 書 館 等	「本棚から離れる」	本棚から離れる 
体 育 館		「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気をつける」	天板や天井灯、窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる
運動場・校庭		「校舎、フェンスや遊具などから離れて、体を低くする、グラウンドの中央に集まる」	- 窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する。 - 落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部分に避難する
プ ー ル		「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	- プールの端に移動し、プールのふちをつかむ - 揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊下・階段		「しゃがんで、頭部を守る」 「教室に入る」	壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。 - 近くの教室に入り、机の下にもぐる

教職員の対応における留意事項

- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・児童生徒等の人員確認
- ・声かけ等による児童生徒等の不安の除去
- ・余震や二次災害への対応

教職員と児童生徒等が離れている場合の対応

(休み時間、放課後、部活動等)

- ・分散して、校舎内を巡回し、児童生徒等の安全を確認する
- ・本部の避難指示を受け、必要に応じて、児童生徒等をより安全な場所へ誘導する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当をする

テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等、室内の安全対策について、可能な限り具体的な予防対策を講じておく。

5 地震発生時の基本的対応……………【校外での活動時】

教職員が引率し校外で活動している場合（遠足・部活動の大会、校外での部活動、修学旅行など）

地震発生

安全確保

津波発生！

避難誘導

学校等への連絡

教職員

- ・倒壊物、落下物への注意・指示
- ・乗り物に乗車中は、乗務員の指示に従う。
- ・施設利用時は、係員の指示に従う
- ・声をかけて安心させる。

- ・揺れが収まったら、情報収集しながら安全な場所へ避難の指示
- ・ラジオ等による情報収集
- ・児童生徒等へ不安を取り除く声かけ
- ・安否確認と負傷者への応急処置

- ・学校への状況報告
- ・校長からの指示を受ける

ヘルプカードの携帯

児童生徒等への対応

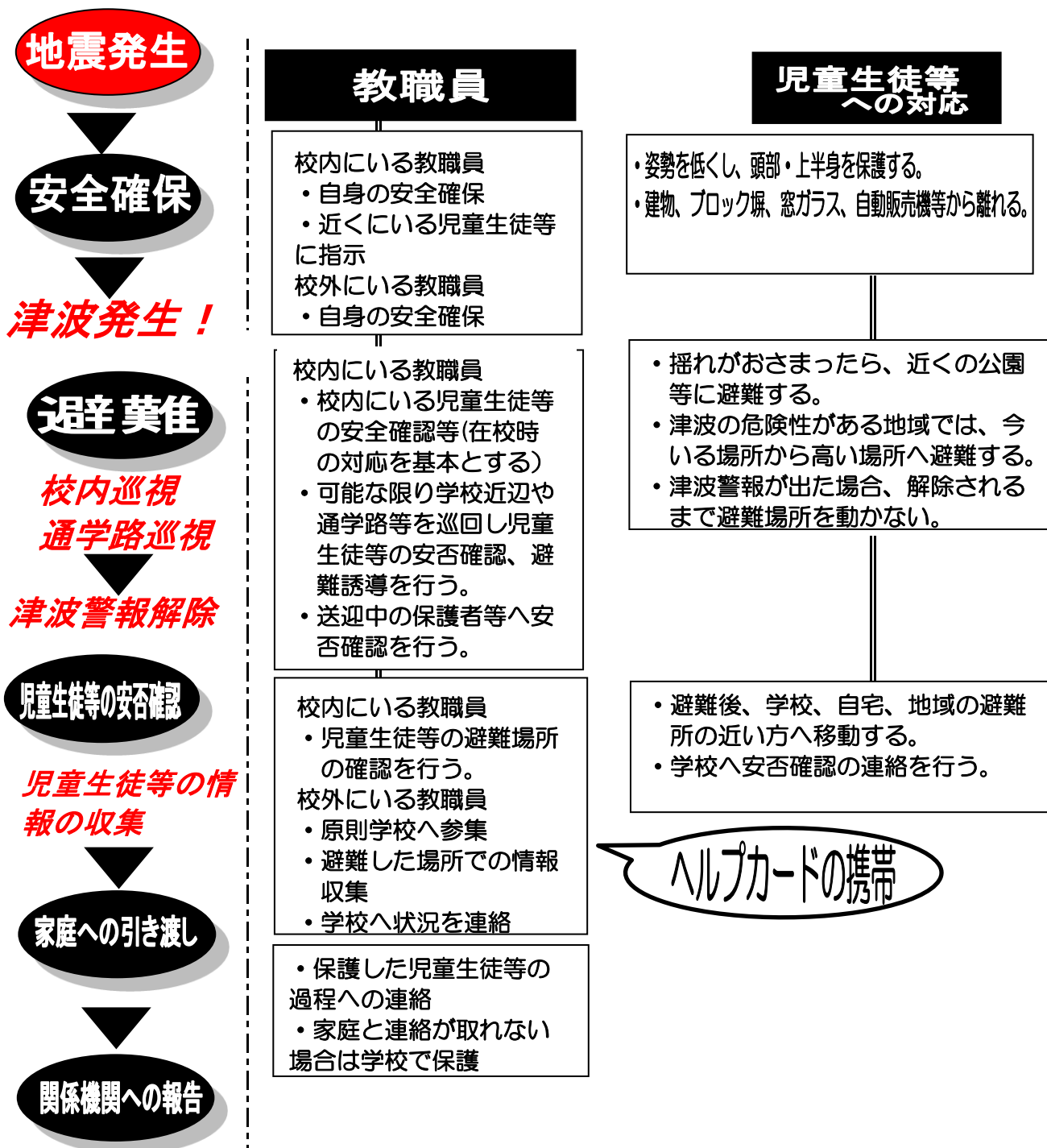
- ・姿勢を低くし、頭部・上半身を保護する。
- ・安全な場所へ避難する

- ・その地域の避難場所等必要な情報の収集
- ・事前の情報収集（市町村のホームページ）
- ・学校・家庭等への連絡方法の確認

- ・乗り物に乗車中は、乗務員の指示に従う。
- ・施設利用時は、係員の指示に従う。
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・状況に応じて地域の方に助けを求める
- ・一人で避難できない児童生徒等は、教職員がペアになり避難させる。

- ・学校等は保護者へ状況を連絡する

6 地震発生時の基本的対応……………【登下校中】



7 地震発生時等の基本的対応.....【在宅中】

管理職

教職員

幼児児童生徒

日頃からの準備

家庭においても、日頃より、大地震に備え、発生時の心構え・家族の話し合い・住まいの耐震補強・災害用非常袋の準備等を行っておく。

地震発生等

- 1 100秒間以上続く強い揺れに対し、耐震姿勢を保持し、落下物等から頭部を守る。
- 2 むやみに建物の外に飛び出すのではなく、周囲の安全を確認し、行動する。
- 3 揺れが収まった後、海岸近くなどの浸水予想地域の場合は、大津波の襲来に備え、速やかに高台への避難を開始する。
- 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合は、全教職員の参集を基本とする。

終息後、地震被害の状況により、次のような配備に従い、活動を開始する。

通常配備

・震度5弱の地震を観測するか、震度4以下の地震であっても該当地域に中・小規模の被害が生じたとき
※被害の有無を県教委に報告

管理職を含め、所属職員の中の各学部主事、学級担任及び寮務主任を配備し、主として情報の収集・伝達、災害応急対策などにあたる
※配備員については、特休12-（1）～（3）以外の者は、参集のこと

緊急配備

・震度5強以上の地震を観測するか、震度5弱以下の地震であっても該当地域に大規模の被害が生じたとき
※被害の有無を県教委に報告

原則として勤務可能な所属人員の全員を配備し、災害応急対策に万全を期してあたる体制
※学校災害対策本部の指示に従い特別勤務時間での全員対応
※災害のため物理的に通勤不可能な者については、最寄りの学校等で情報収集

学校へ参集

※ 地震発生直後の通勤は、自家用車の使用を控える。

できるだけ早く安否を学校に連絡する

学校災害対策本部設置

参集した教職員により役割分担を行い行動開始

被害状況把握

教職員の安否確認

学校の被害状況の把握

幼児児童生徒・家族の安否確認

保護者連絡班、幼児児童生徒生活支援班、避難所支援班等を中心とした活動の実施

避難所の運営補助

被害状況報告

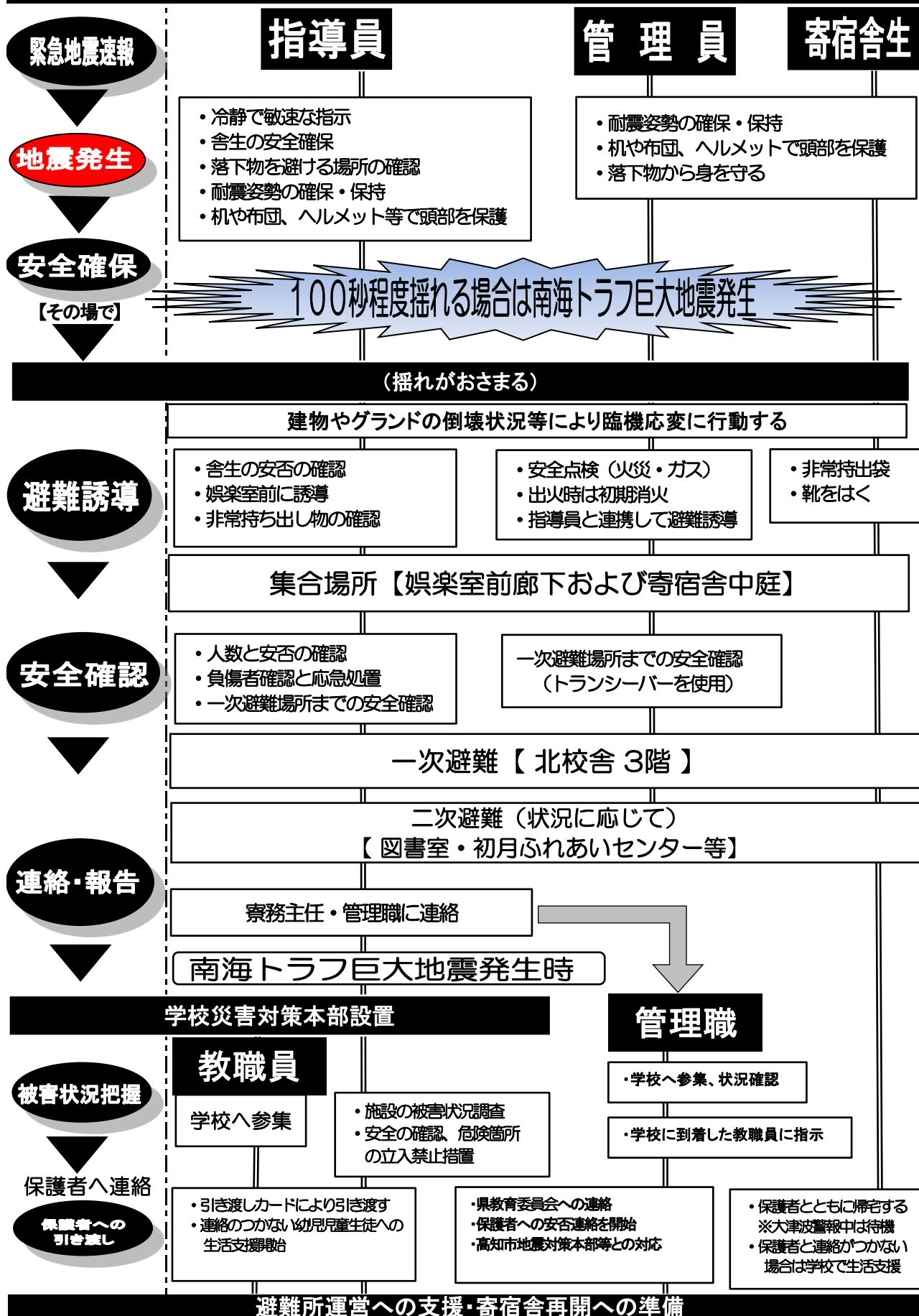
- ・地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置
- ・県教育委員会に被害状況報告（特に人的被害については速やかに）
- ・高知市防災本部等の外部との対応

各地元の避難所生活において不応を生じた幼児児童生徒の支援・受入

- ・幼児児童生徒生活支援班
- ・寄宿舎機能の早期復旧
- ・厨房機能の早期復旧

避難所運営への支援・学校再開への準備

8 地震発生時の基本的対応……………【寄宿舍】



9 寄宿舎での対応策

1)生活必需品の備蓄（学校用備蓄と兼用）

- 食料と水・・・県からの配分（幼児児童生徒・教職員数×5日分の食料と水の備蓄）
※学校（南舎4階）の備蓄倉庫
- 毛布、懐中電灯（手回し充電・ラジオ付）、ランタン、ガス式発電機&ガスボンベ、簡易トイレ用品、拡声器、トランシーバー

2)集合・避難場所の確認

- 娯楽室前廊下へ集合し、状況に応じて一次避難・二次避難をする
（鍵：南舎北渡り廊下入口、北舎中央北口）
※いずれの場所も、事前に落下物の確認・余震への対応後、移動する

3)各部屋の安全確認

- 落下物、転倒防止対策（棚、ロッカー類の固定）
- 夜間はカーテンを閉め、ガラスの散乱を防ぐ
- ヘルメット・避難用履物・非常持ち出し袋の準備

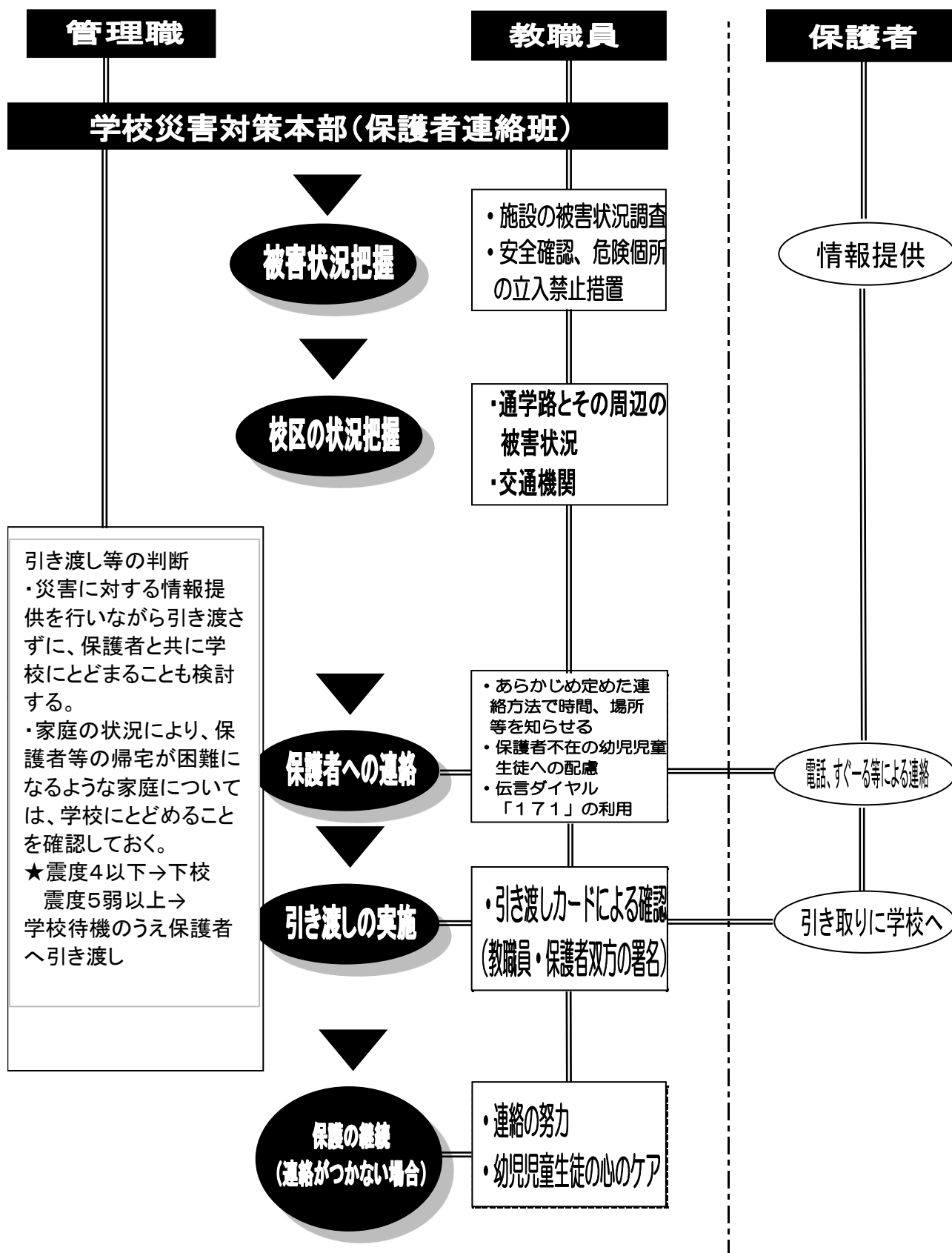
4)避難訓練の実施

- 様々な状況を想定をして実施
- 定期的に実施
- 夜間の実施

5)寄宿舎における防災組織づくり

- 災害時の緊急連絡網の作成（教職員間）
- 非常持ち出し袋に舎生名簿・家庭連絡先をまとめた書類を入れる
- 指導員への救命救急講習

10 幼児児童生徒の保護者への引き渡し



幼児児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード



【保護者でご記入ください】

幼児児童生徒氏名		血液型		性別	男・女	学部	幼・小 中・高	学年	年 組
住 所								担任	
保 護 者 名							幼児児童生徒との関係		
兄 弟 姉 妹 の在籍	(有 ・ 無)	学部・学年 () 氏名 ()							
■緊急時の連絡先および引き取り者（保護者） ※固定電話の番号は、災害伝言ダイヤル「171」で安否を録音する場合の電話番号									
氏 名		幼児児童生徒との関係 ()	電話	固定					
				携帯					
氏 名		幼児児童生徒との関係 ()	電話	固定					
				携帯					
■緊急時の連絡先および引き取り者（保護者以外）									
氏 名		幼児児童生徒との関係 ()	電話	固定					
				携帯					
■地域での避難場所									
地域での避難場所	(例：〇〇小学校)								

【下記の項目は災害時に記入します】

幼児児童生徒の安否	無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 死亡 負傷の程度 ()	保護者との連絡	① 済 み ② 電話はかかるがでない ③ 電話不通
引き渡し後の避難場所（連絡先）			
引き取り者	本人署名	幼児児童生徒との関係	
引き渡し日時	日 () 時 分	引き渡し教職員名	

11 災害発生から学校再開に向けた対応



12 避難所としての学校の対応

災害の発生

市町村の防災担当部局の職員参集

学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置

- 本部は第1会議室等に設置
- 避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定
- 地域の自主防災組織や市町村防災担当部局の職員等との協力体制の確立
- 学校医・地域の医師会との連携
- ボランティアの受入準備

施設等開放区域の明示

- 開放できる区域の明示
(校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所は開放しない)
- 高齢者や障害者などへの優先的配慮
- 事前に決めておいた優先順位にしたがって施設等を開放
- 立入禁止区域の明示
- 緊急車両やヘリコプターの発着スペースの確保

避難者誘導

- 避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
- 担当者による誘導(高齢者、障害者、乳児の母親等の優先)
- 自家用車は原則乗入れ禁止

救援物資の調達配給

- 配給時におけるトラブルの回避
- 食料、医療物資等の市町村災害対策本部への要請
- 高齢者、障害者等や非常持出品のない家庭の優先
- 食事、救援物資の配給経路の把握

衛生環境の整備

- 仮設トイレの設置
- ゴミの集積場所の管理
- 食中毒や伝染病等、衛生面への配慮

仮設テントの設置

- 緊急車両の進入の妨げとならない場所

避難所運営組織づくりの支援

- 運営本部長、副本部長との連携
- 班編成、班長会議についての助言
- 避難所生活の基本的ルールについての助言

ボランティアの受け入れ

- 専門ボランティアにコーディネートを依頼
- 活動拠点の設置
- 災害ボランティアセンター等との連携

炊き出しへの協力

- 使用可能な調理道具や調理可能な場所の提供
- 献立、衛生管理等についての助言

避難者の名簿づくり

- 原則として入所時に記入(氏名、性別、年齢、住所等)
- すみやかな名簿の作成と更新

情報連絡活動

- 避難者用緊急電話の設置依頼
- メディアを活用した情報収集
- 日本語が分からない外国人のための案内看板等

自主防災組織への移行

- 避難所運営が避難住民の自治組織に移行した後は、教職員は側面からの支援を行う

F A X 送 信 書

特別支援教育課長 様
(Fax 088-821-4547)

高知県立高知ろう学校長

地震発生時における被害状況等の報告

報告日	令和 年 月 日	午前・午後 時 分	現在
学校名	高知県立高知ろう学校	学校所属コード	320303
在籍幼児児童生徒数	名	欠席幼児児童生徒数	名
在籍教員数 (期限付講師含)	名	参集教職員数 (期限付講師含)	名

被害の有無 あり ・ なし (被害ありの場合は、下記の欄に記入する)								
被害状況		教職員	幼児児童生徒	被害施設状況	校舎	寄宿舍	体育館	その他
	死亡者数							
	重傷者数							
	軽傷者数							

大破 × 中破 △ 小破 ○

報告者氏名(役職)	
-----------	--

大震災による被害状況詳細報告FAX

特別支援教育課長 様
(FAX 088-821-4547)

高知県立高知ろう学校長

高知県立高知ろう学校	学校所属コード 320303	記入者氏名
令和 年 月 日	午前・午後	時 分 現在

幼児児童生徒及び教職員の被災状況							
	在籍数	被害なし	死 者	行方不明	重傷	軽傷	負傷不明
幼児児童生徒							
教職員							
特記事項(死亡者名等)							
幼児児童生徒の保護者への引渡し状況							
保護者に引渡しが行っている幼児児童生徒					名		
学校で保護している幼児児童生徒					名		
その他					名		
臨時休校の決定							
未 ・ 済	期 間	年 月 () ～ 年 月 日 ()					
建物のおおきな被害状況(建物名、被害箇所、被害程度(全壊、半壊、一部破損等))							
建物名		被害状況(簡潔に)					
ライフラインの被害状況							
電気	使用 可 ・ 不可	被害状況()					
ガス	使用 可 ・ 不可	被害状況()					
水道	使用 可 ・ 不可	被害状況()					
電話	使用 可 ・ 不可	被害状況()					
その他	使用 可 ・ 不可	被害状況()					
プールの被害状況							
プール水漏れ	有 ・ 無	地域住民避難者数					
トイレの使用の可否		被害状況()					
すべて使用可能		被害状況()					
一部使用可能(箇所)		被害状況()					
使用不可能		被害状況()					
連絡事項(被害の概要、火災の有無)							